

## 「とくしま観光アカデミー」企画運營業務委託仕様書

### 1 事業名

「とくしま観光アカデミー」開催事業

### 2 事業目的

本県では、韓国との国際定期便が就航したことや、2027年にワールドマスターズゲーム開催を控えていることなど、今まさに雇用創出など幅広い経済効果が期待できる観光産業を成長産業として定着させる重要な時期に差し掛かっている。

また、大きく変化してきている消費者の「旅行スタイル」、「観光トレンド」、「旅行の購買行動」への対応など「新たな観光」を作り上げていくことも必要となる。

こうした観光産業を取り巻く「変化」に柔軟に対応できるように「観光人材の即戦力強化」、「次代の観光産業の担い手育成」を目的とした産学官連携による体系的な学びの場の「とくしま観光アカデミー」を開講する。

### 3 業務委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

### 4 業務委託内容

「とくしま観光アカデミー」の開催

#### (1) 開催時期

令和8年11月～令和9年2月

#### (2) 開催内容

##### ①共通講座（2講座）

内容：観光学基礎、徳島県の歴史と観光資源

- ・ 講座数は2講座とし、オンライン配信により実施すること。
- ・ 講座の内容は、別紙「令和8年度 とくしま観光アカデミーカリキュラム（案）」（以下、「カリキュラム」と言う。）を基本とし、各講座は座学のみで構成すること。

##### ②専門講座（7講座）

目的：観光人材の即戦力強化、次代の観光産業の担い手育成

対象：観光事業従事者、高校生、大学生、社会人等

内容：観光経営学、観光マーケティング論、地域観光学、観光キャリアデザイン論 ほか  
コースの趣旨

『観光業に携わる人の意識改革や経営面での新たな発見につながる』

『観光業の可能性や携わることへのやりがいや楽しさを理解できる』

各講座は次の形式による開催を前提に準備すること。

ハイブリッド形式

- ・ 県の指示に従い講座の運営をすること。
- ・ 講座の内容は、各講座の目的・内容に沿ったものとし、県、講師と協議の上、決定。

### ③演習講座（1講座）

講座はリアル開催として、講義内容は県、講師と協議の上、決定。

### ④各講座共通事項

- ・ 講師は県が指示する者とする。
- ・ 講師への謝金は総額60万円以下とする。
- ・ 講師への旅費は総額40万円以下とする。
- ・ 受講料は無料とする。
- ・ 共通講座及び専門講座について、1講座の時間は90分以内とする。
- ・ 定員は各講座30人程度とし、共通講座及び専門講座、並びに演習講座の計10講座を全て受講した人には、修了証書を交付すること。
- ・ 受講スケジュールは別紙「カリキュラム」のとおりとする。
- ・ オンラインによるライブ配信については、各受講者が講師に対して質問ができる仕様とする。
- ・ 全ての講座は、録画配信ができるよう（必要な場合は）編集等を行った上で、動画形式でデータを随時納品すること。

※動画の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、発注者に帰属することとする。

- ・ その他徳島県が別途実施する各事業等と、必要に応じて調整を行いながら実施すること。
- ・ 上記講座は、徳島大学の連続公開講義「徳島で観光まちづくりを考える」及び、イーストとくしま推進機構の「観光コーディネーター養成講座」と共催により実施するものとする。

### (3) その他

上記①～④の開催に当たり、必要な業務を行うこと。

- ・ 開催の周知、受講者の募集・受付（十分な広報を行うこと）
- ・ 必要な会場、機材等の手配
- ・ 配付資料の準備（各講師と相談すること）
- ・ 開催当日の進行台本の作成及び、講座の司会進行
- ・ ライブ配信に当たり、講師及び受講者等のサポートや進行補佐を務めるテクニカルスタッフの配置
- ・ ライブ配信の通信環境等にトラブルが発生した場合の復旧作業

- ・ライブ配信における映り込みへの配慮
- ・受講者からの申込受付、名簿の作成、出欠・受講状況の確認
- ・受講者からのオンライン受講方法や操作に関する問合せへの対応
- ・受講者の理解度や満足度等を把握するためのアンケートを実施し、アンケート結果を集約すること

## 5 報告書の作成

記録写真を含めた事業全体の報告書を作成すること。記録写真についてはデータ形式で納品し、全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、発注者に帰属することとする。

### (1) 提出期限

令和9年2月26日

### (2) 提出先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部 観光政策課 企画担当

電話：088-621-2339

ファクシミリ：088-621-2851

メール：[kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp)

### (3) 部数

事業実施報告書（A4版カラー冊子）1部、電子媒体1部

## 6 その他

- ・事業の実施に当たっては、徳島県と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとし、受託者提案からの修正もあり得る。
- ・県及び受託業者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託業者において必要な対応を行うものとする。
- ・作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。さらに、徳島県は、業務実施中に随時報告を求めることができることとする。
- ・当該委託業務に関連し、知り得た秘密は他人に漏らさないこと。